

平成26年12月1日

高額療養費の見直し及びそれに伴う限度額適用認定証の
取扱いについてお知らせします。

- 1 被保険者本人・被扶養者とも、1ヶ月の窓口負担額が自己負担限度額(高額療養費算定基準額)を超えたときは、超えた分が被保険者の請求により払い戻されます(高額療養費)。
- 2 70歳未満の自己負担限度額(高額療養費算定基準額)は、次のように設定されています。

所得区分	自己負担限度額(高額療養費算定基準額)	限度額適用認定証適用区分
上位所得者 標準報酬月額 53万円以上	150,000円+(医療費 500,000円)×1% [83,400円]	A
一般 標準報酬月額 53万円未満	80,100円+(医療費 267,000円)×1% [44,400円]	B
低所得者 (住民税非課税等)	35,400円 [24,600円]	C

[]は、多数回該当の場合の自己負担限度額(高額療養費算定基準額)です。
70歳以上の方の自己負担限度額(高額療養費算定基準額)は従来通りです。

- 3 平成27年1月1日より、負担能力に応じた負担を求める観点から、自己負担限度額(高額療養費算定基準額)を、次のように、より細分化した見直しが行われる予定です。

所得区分	自己負担限度額(高額療養費算定基準額)	限度額適用認定証適用区分
標準報酬月額 83万円以上	252,600円+(医療費 842,000円)×1% [140,100円]	ア
標準報酬月額 53万円~79万円	167,400円+(医療費 558,000円)×1% [93,000円]	イ
標準報酬月額 28万円~50万円	80,100円+(医療費 267,000円)×1% [44,400円]	ウ
標準報酬月額 26万円以下	57,600円 [44,400円]	エ
低所得者 (住民税非課税等)	35,400円 [24,600円]	オ

[]は、多数回該当の場合の自己負担限度額(高額療養費算定基準額)です。

4 平成27年1月1日より、高額療養費の自己負担限度額（高額療養費算定基準額）の見直しが行われる予定であることに伴い、限度額適用認定証について、次のとおり取扱います。

- (1) 限度額適用認定証の適用区分は、平成27年1月1日より、前記2の適用区分から前記3の適用区分に変更します。
- (2) 限度額適用認定証の有効期限は、最長1年で発行していますが、平成26年5月15日発行分から、最長平成26年12月31日までとしています。
平成27年1月以降も療養を予定されている方は、お手数をお掛けして誠に恐縮ですが、平成27年1月に、発行済の限度額適用認定証を添付して、再度「限度額適用認定申請書」（別紙）をご提出願います。
- (3) 平成26年5月15日前発行分の限度額適用認定証の有効期限が平成27年1月1日以降になっている場合で、平成27年1月以降も療養を予定されている方は、お手数をお掛けして誠に恐縮ですが、平成27年1月に、発行済の限度額適用認定証を添付して、再度「限度額適用認定申請書」（別紙）をご提出願います。
- (4) 平成26年12月に提出された「限度額適用認定申請書」に係る限度額適用認定証は、有効期限が平成26年12月31日と平成27年11月30日の2枚発行する予定です。
- (5) 限度額適用認定証の様式は、裏面の備考欄が変更されますが、現在使用している様式の裏面には備考欄を記載していませんので、引き続いて使用中の様式を使用します。

[別紙]

資格取得年月日 被扶養者認定年月日	平成 年 月 日	伺 平成 年 月 日			
標準報酬月額	千円	常務理事	事務長	課長	担当者
決定・改定年月日	平成 年 月 日				
発効年月日	平成 年 月 日				
有効期限	平成 年 月 日				
適用区分	ア・イ・ウ・エ				

健康保険限度額適用認定申請書

被保険者証記号番号		.			
被保険者	氏名			事業所	名称
	生年月日	年 月 日		所在地	
適用対象者	氏名			被保険者との続柄	
	生年月日	年 月 日		性別	男・女
被保険者(適用対象者)の住所		〒			
		電話 ()			
送付先の住所 (自宅・事業所・その他)		〒			
		電話 ()			

平成 年 月 日提出

上記のとおり健康保険限度額適用認定証の交付を申請します。

兵庫県建築健康保険組合理事長 様

受付印

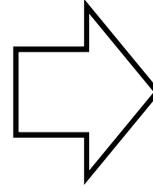
限度額適用認定証の有効期間は、この申請書を受付した日の属する月の1日(受付した日の属する月に資格取得及び扶養認定されたときはその日)から最長1年以内の月の末日となります。

高額療養費制度における自己負担限度額等の見直し

平成27年1月から

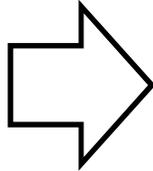
(見直し前)

70歳未満	月単位の上限額	
	上位所得者 標報53万円以上	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1% 4月目 ~ : 83,400円
	一般所得者 (上位所得者・低所得者以外)	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 4月目 ~ : 44,400円
	低所得者 (住民税非課税)	35,400円 4月目 ~ : 24,600円



(見直し後)

月単位の上限額	
標準報酬月額83万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% 4月目 ~ : 140,100円
標準報酬月額53万円 ~ 79万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% 4月目 ~ : 93,000円
標準報酬月額28万円 ~ 50万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 4月目 ~ : 44,400円
標準報酬月額26万円以下	57,600円 4月 ~ : 44,400円
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 4月 ~ : 24,600円



70歳以上	月単位の上限額		
	外来 (個人ごと)		
	現役並み所得者 標報28万円以上	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 4月目 ~ : 44,400円
	一般所得者 (現役並み所得者・ 低所得者以外)	12,000円 (70~74歳 は政令本則 24,600円)	44,400円 (70~74歳は政令本則 62,100円)
低所得者	(住民税非課税、年金収入80~160万円)	8,000円	24,600円
	(住民税非課税、年金収入80万円以下)		15,000円

70~74歳(3割・2割負担の者)		月単位の上限額	
	外来 (個人ごと)		
現役並み	標準報酬月額28万円以上	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 4月目 ~ : 44,400円
一般	標準報酬月額26万円以下	12,000円	44,400円
低所得者	(住民税非課税、年金収入80~160万円)	8,000円	24,600円
	(住民税非課税、年金収入80万円以下)		15,000円

70~74歳(1割負担の者) 75歳以上	据え置き
-------------------------	------

は、多数回該当の場合の自己負担限度額